

## 主 文

- 1 被告らは、原告Aに対し、連帯して55万円及びこれに対する令和3年5月31日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 2 被告らは、原告Bに対し、連帯して55万円及びこれに対する令和3年5月31日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用（補助参加によって生じた費用を除く。）は、これを90分し、その89を原告らの負担とし、その余は被告らの負担とし、補助参加によって生じた費用は、これを90分し、その89を原告らの負担とし、その余は補助参加人の負担とする。
- 5 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。ただし、被告都が原告ら各自のために30万円の担保を供するときは、被告都は、当該原告との関係において、その仮執行を免れることができる。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 請求

- 1 被告らは、原告Aに対し、連帯して4946万1610円及びこれに対する令和3年5月31日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 2 被告らは、原告Bに対し、連帯して4946万1610円及びこれに対する令和3年5月31日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

### 第2 事案の概要

本件は、小平市立a小学校（以下「本件小学校」という。）の教諭であった亡C（以下「亡C」という。）が令和3年5月31日に自死したことを受けて、亡Cの父母である原告らが、亡Cが自死したのは、本件小学校の主任教諭であった補助参加人（以下「D教諭」又は「D」ということがある。）によるパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）や、本件小学校のE校長（以下「E校長」又は「E」という。）及びF副校長（以下「F副校長」という。）による安全配慮義務違反が原因で

あると主張して、被告市に対しては国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき、被告都に対しては国賠法3条1項に基づき、原告らが2分の1ずつ承継した亡Cの損害及び原告ら固有の損害に係る賠償として原告ら1人当たり4946万1610円及びこれに対する亡Cの死亡日（最終の不法行為の日）である令和3年5月31日から各支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いがないか、後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実。なお、証拠番号は特記しない限り枝番を含む。）

(1) 当事者等

ア 原告側の関係者

(ア) 亡C（平成7年▲月▲日生）は、平成30年4月頃から本件小学校に教諭として勤務し、平成31年4月頃からは本件小学校の特別支援教室「b」（以下、単に「特別支援教室」という。）での指導を担当していた者であるが、令和3年5月31日に自死した。（争いがない）

(イ) 原告らは亡Cの父母である。亡Cを被相続人とする相続について、原告らの法定相続分は各2分の1である。（甲1、弁論の全趣旨）

イ 本件小学校の関係者（争いがない）

(ア) D教諭は、亡Cの自死した令和3年5月31日当時、主任教諭として特別支援教室の指導を担当していた。

(イ) E校長は、同日当時、本件小学校の校長であった。

(ロ) F副校長は、同日当時、本件小学校の副校長であった。

(エ) G（以下「G教諭」又は「G」という。）は、同日当時、主任教諭として特別支援教室の指導を担当していた。（甲21、証人G）

ウ 被告ら（争いがない）

(ア) 被告市は、本件小学校を設置する地方公共団体である。

(イ) 被告都は、D教諭、E校長及びF副校長の給与等を負担する地方公共団

体である。

(2) 亡Cの業務

亡Cは、特別支援教室における通常の指導のほか、令和3年4月頃以降は、特別支援教室で実施する予定の研究授業の担当者として研究授業の学習指導案の作成業務を担当していた。(甲20ないし22)

(3) 被告市の教育委員会による調査

令和3年7月頃、被告市の教育委員会は、本件小学校の関係者らを対象に、D教諭による亡Cへのパワハラに関する聞き取り調査を実施した。(争いが無い)

2 争点

- (1) D教諭によるパワハラの有無と違法性
- (2) E校長及びF副校長の安全配慮義務違反の有無
- (3) 因果関係の有無
- (4) 損害の有無及び額

3 争点に対する当事者の主張

(1) D教諭によるパワハラの有無と違法性 (争点1)

(原告らの主張)

D教諭は、平成30年4月頃から令和3年5月31日までの間に、亡Cに対し、別紙パワハラ主張対照表の「No.」欄1ないし14の「パワハラに該当し得る外形的行為があったか」欄の「原告の主張」欄に記載のとおり言動をした(以下、原告らが主張する各言動を「No.」欄1から順に「エピソード1」ないし「エピソード14」といい、各言動をまとめて「本件各エピソード」という。)。本件各エピソードはD教諭による一連の行為であり、業務上必要かつ相当な範囲を超えたパワハラとして不法行為に当たる。

(被告らの主張)

被告市の教育委員会による聞き取り調査の結果として、各関係者の供述には

様々な齟齬がみられることから、原告らの主張する本件各エピソードが実際にあったかどうかは不明である。また、本件各エピソードが実際にあったとしても、D教諭の言動は業務上の指導とかけ離れた言動とまではいえず、不法行為としての違法性を有するかは不明である。本件各エピソードに対する個別の主張は、別紙パワハラ主張対照表の「パワハラに該当し得る外形的行為があったか」欄の「被告市の主張」欄に記載のとおりである。

(補助参加人の主張)

D教諭は、亡Cに対し、パワハラと評価される行為は一切していない。本件各エピソードに対する個別の主張は、別紙パワハラ主張対照表の「パワハラに該当し得る外形的行為があったか」欄の「補助参加人の主張」欄に記載のとおりである。

(2) E校長及びF副校長の安全配慮義務違反の有無（争点2）

(原告らの主張)

E校長及びF副校長は、亡Cが一人で学習指導案を作成するという過重な労働（業務）を強いられており、かつ、D教諭からはパワハラを受けていることを認識していたにもかかわらず、適切な業務配分を指示したり、D教諭に対して適切に指導したりすることもなく、何ら具体的な措置を講じなかった。

よって、E校長及びF副校長には安全配慮義務違反がある。

(被告らの主張)

E校長は、亡Cからの相談を受けたが、その際、亡Cが、E校長からD教諭に対する直接的な指導については、それによる状況の悪化を懸念し、拒んでいたことも踏まえ、D教諭に対しては間接的に指導するという形で亡Cをフォローしていた。また、学習指導案の作成業務に関しても、亡Cの業務は通常の業務負担の枠組みを超えるものではなかったし、E校長は、業務の役割分担を促すなどして、亡Cの負担軽減に向けた働きかけを行っており、一部の業務は他の教諭が作成することになったほか、亡Cの担当する業務についても他の教諭

がサポートするなどしていた。

F副校長についても、E校長の補佐として業務を遂行する立場の者として、事情は同様である。

よって、E校長及びF副校長に安全配慮義務違反はない。

5 (3) 因果関係の有無（争点3）

(原告らの主張)

10 上司のパワハラを受け続けた人物が、パワハラがエスカレートした結果として自死に追い込まれることは通常ありうることであるから、パワハラの行為者が自死という結果を具体的に予見する必要はなく、原因となるパワハラの存在さえ認識していれば、予見可能性としては十分である。その上で、本件各エピソードは、別紙パワハラ主張対照表の「心理的負荷の程度」欄の「原告の主張」欄に記載のとおり強い心理的負荷を伴うものであったから、D教諭はもちろんのこと、D教諭のパワハラを認識していたE校長及びF副校長についても、亡Cの自死について予見可能性があった。

15 また、自死の直前の時期の亡Cの言動に照らせば、亡CがD教諭のパワハラによって精神疾患に罹患していた蓋然性があるし、事実経過としても、亡Cが自死したのは、D教諭のパワハラが過酷さを極めた令和3年5月31日の当日のことである。

20 以上の事情に照らせば、D教諭によるパワハラやE校長らによる安全配慮義務違反と、亡Cの自死との間には相当因果関係がある。

(被告らの主張)

本件各エピソードは、別紙パワハラ主張対照表の「心理的負荷の程度」欄の「被告市の主張」欄に記載のとおり、いずれも心理的負荷の程度が強いとはいえないから、亡Cの自死の結果については具体的な予見可能性が必要である。

25 その上で、亡Cの業務が通常の業務負担の枠組みを超えるものではなかったことや、当時の亡Cが精神疾患に罹患していたという事情も認められないこと、

本件各エピソードの発生から亡Cの自死までの期間が短いことなどに照らせば、D教諭、E校長及びF副校長において、亡Cが自死を選ぶほどに精神的に追い詰められていると認識することはできなかったから、予見可能性はなく、相当因果関係は認められない。

5 (4) 損害の有無及び額（争点4）

（原告らの主張）

ア 亡Cの損害

(ア) 慰謝料 2500万円

(イ) 逸失利益 5657万9140円

10 亡Cの基礎収入は477万4329円であった。亡Cの死亡時の年齢は25歳であり、就労可能年数は42年（ライフニッツ係数は23.7014）である。また、生活費控除率は50%とする。

(ウ) 小計 8157万9140円

(エ) 原告らが相続した額 各4078万9570円

15 イ 原告ら固有の損害

(ア) 慰謝料 各300万円

(イ) 葬儀費用等（原告らの合計額） 235万1060円

ウ 弁護士費用（原告らの合計額） 899万3020円

エ 合計 各4946万1610円

20 （被告らの主張）

否認ないし争う。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定事実

25 前提事実、証拠（後掲証拠、証人H、証人G、証人E及び証人D（ただし、いずれも後記認定に反する部分を除く。））及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 令和3年5月15日（土曜日）の出来事

ア エピソード2及び3関係

D教諭は、令和3年5月15日、亡Cとの間のLINEのメッセージのやり取りの中で、亡Cが学習指導案の作成に必要なアンケートの実施を失念していたことについて、亡Cを厳しく非難する内容のメッセージを送信した。

（乙1、証人D）

イ エピソード4関係

D教諭は、同日、亡Cとの電話の中で、亡Cがアンケートの実施を失念していたことに関連して、「頭おかしいんじゃないの。」又はこれと同趣旨の発言をした。（乙1、証人D、証人H、証人G）

(2) 同月17日（月曜日）から同月28日（金曜日）頃までの出来事

ア 亡Cは、D教諭から「頭おかしいんじゃないの。」などと言われたことについて、同月17日、E校長に相談をした。E校長は、E校長からD教諭に対して直接指導することを亡Cに提案したものの、亡Cは、D教諭の亡Cに対する心象の悪化を避けるため、直接の指導は控えてほしい旨述べた。そこで、E校長は、亡Cから相談のあったことがD教諭に伝わらないように、間接的な形でD教諭に注意喚起をしていくこととした。（乙1、証人E）

E校長は、同月26日頃、D教諭との個人面接の場で、若手教員に対しては適切な言葉がけをするとともに、感情的な言動等は控えるように注意喚起をした。（乙1、証人E）

イ エピソード5、6及び14関係

D教諭は、同月17日から同月28日頃にかけて、亡Cが作成した学習指導案の内容に関し、少なくとも複数回にわたっていわゆるダメ出しを続けた。また、この頃、D教諭は、亡Cに対し、16時45分以降は周囲の教諭らに相談をしないよう指示したり、周囲の教諭らに対し、学習指導案の作成に関して亡Cにアドバイスをしないよう伝えたりしたことがあった。さらに、D

教諭は、この頃、亡Cが「はい。」「わかりました。」などと返事をした際に、  
『はい』は本当に分かった人が言う言葉。本当に分かっていないのだから、  
『はい』と言わないで。」という趣旨の発言をしたこともあった。(甲20、  
21、証人H、証人G)

5 ウ 亡Cの同僚の教諭は、同月28日及び同月31日の朝に出勤した際、亡C  
が、特別支援教室の中で部屋の電気もつけずに下を向いて座っている姿を目  
撃した。(甲20、21、証人G)

(3) 同月31日(月曜日)の出来事

ア エピソード7及び11関係

10 亡Cは、同月29日(土曜日)に休日出勤をして学習指導案を作成し、同  
月31日の朝、特別支援教室の教諭らの机の上に学習指導案を配付していたも  
のの、その内容を確認したD教諭は、亡Cに対し、日付の記載のミス等を指  
摘しつつ、「こんなやつ仕事しないで。」などといった発言をしたほか、  
「もういいよ。失敗すればいいよ。失敗して学ぼう。」とも発言した。(甲2  
15 0、21、乙1、証人H、証人G)

イ エピソード7、8及び10関係

同日、亡Cが謝罪をしようとしてD教諭に声をかけたところ、D教諭は、  
亡Cに「許さない。」と発言したり、亡Cを無視したりした。(甲20、証人  
H、証人G)

20 ウ エピソード9関係

同日の特別支援教室の授業中、亡Cが生徒の態度について指導をしようと  
したところ、D教諭は、「それはいいから。」などと言いながら、亡Cの手を  
払うようにして指導を遮った。(甲20、証人G、証人D)

エ エピソード12及び13関係

25 同日、D教諭は、学習指導案の少なくとも一部については今日中に仕上げ  
るよう亡Cに指示を出しつつ、周囲の教諭らに対しては、亡Cの近くにいな

いようにと伝えた。結局、学習指導案の作成は翌日以降も継続することになったが、D教諭は退勤する際に、亡Cに対し、「整骨院入れているんだけど、もういいね。帰るからね。もう嫌だよ、遅くまで。こんな生活。」などと発言した。(甲20、証人H)

5 オ 特別支援教室を担当していたI教諭(以下「I教諭」という。)は、同日の夕方頃、E校長に対し、同日のD教諭の言動が感情的で酷かったという報告をした(乙1、証人H、証人E)

カ 亡Cは、同日の退勤後、自宅において自死した。(弁論の全趣旨)

## 2 D教諭によるパワハラの有無と違法性(争点1)

10 (1) 原告ら主張の本件各エピソードのうち、エピソード2ないし14に関しては、D教諭が、令和3年5月15日から同月31日までにかけて、亡Cに対し、上記1(1)、(2)イ、(3)アないしエのとおりの言動をしたことが認められることから、これらの言動が、国賠法上違法なパワハラに該当するかを検討する。

15 D教諭の上記言動は、いずれも主任教諭という優越的立場を背景になされたものであり(前提事実(1)イ(ア))、「頭おかしいんじゃないの。」などという人格否定的な発言(上記1(1)イ)や、亡Cが休日出勤までして作成した学習指導案について、形式的なミスを捉えて「こんなやっつけ仕事しないで。」などと否定する発言、「もういいよ。失敗すればいいよ。失敗して学ぼう。」などという亡Cを単に突き放すにすぎない発言(上記1(3)ア)が含まれるほか、周囲の教諭  
20 らに対し亡Cへのアドバイスをしないように伝えたこと(上記1(2)イ、(3)エ)や、亡Cの声掛けを無視したこと(上記1(3)イ)についても、いずれも亡Cの孤立感を強めるものであって、不適切な言動であり、その他の言動(上記1(1)ア、(3)ウ等)についても、各言動を個別にみれば違法とまではいえないとの評価もあり得るものの、それらが単発のものではなく、上記の不適切な言動と同時  
25 時期に、かつ、数週間のうちに一連の流れの中でなされたものであることからすれば、やはり亡Cに対して少なからず精神的苦痛を与える言動であったと評

価するのが相当である。そして、同月31日、I教諭がE校長に対し、D教諭の言動を問題視する内容の報告をしていること（上記1(3)オ）も、上記のような否定的評価を裏付けている。

5 以上を踏まえれば、D教諭による一連の言動は、D教諭の主観的には業務上の指導等として行ったものであったとしても、必要かつ相当な指導の範疇を超える言動として、国賠法上違法なパワハラに該当するものというべきである。

(2) なお、エピソード1については、原告らの主張によっても、D教諭の具体的な発言内容等が明らかではなく、甲20（E校長ら作成の聞き取りメモ）の記載も同様に具体性を欠くものであるから、D教諭が亡Cに対して何らかの発言  
10 をしていたとしても、それが違法なパワハラであると認めることはできず、他にエピソード1に係るパワハラがあったことを認めるに足りる証拠はない。

### 3 E校長及びF副校長の安全配慮義務違反の有無（争点2）

(1) まず、原告らは、亡Cの学習指導案の作成業務が過重な労働に当たる旨主張するが、亡Cが当該業務の達成に苦慮していたことはいかえりとしても、その  
15 のことから直ちに当該業務が過重な労働であることになるものではなく、当該業務がそれ自体として過重な労働であったことを認めるに足りる的確な証拠はない。

(2) 次に、D教諭のパワハラに関して、E校長が、亡Cからの相談等を通じて、D教諭のパワハラのうち少なくとも一部については認識していたことが認め  
20 られ（上記1(2)ア）、F副校長も、少なくともE校長が亡Cから相談を受けていること自体は認識していたものと認められる（甲21）。

しかし、D教諭による一連の言動は、上記2のとおり国賠法上違法なパワハラに該当するものの、それぞれの言動については違法性が強いとまではいえないこと、具体的なパワハラが認定できる期間についても、数週間程度と短期間  
25 にとどまっていること、その上で、E校長が、亡Cからの相談に乗りながら、亡CがD教諭への直接的な指導は拒んでいたことも踏まえて、D教諭に対し個

別の注意喚起をするという一定の対応をとっていたこと（上記1(2)ア）などの事情に照らすと、E校長及びF副校長がそれ以上に具体的な措置を講じなかったことをもって、両名が安全配慮義務に違反していたとまでは認められない。

#### 4 因果関係の有無（争点3）

5 (1) 上記を踏まえ、D教諭によるパワハラと亡Cの自死との間に相当因果関係が認められるかを検討する。

(2) 原告は、D教諭のパワハラは強い心理的負荷を伴うものであるから、D教諭が亡Cの自死という結果を具体的に予見する必要はなく、パワハラが存在さえ認識していれば予見可能性としては十分であるという立場に立った上で、自死  
10 の直前の時期の亡Cの言動に照らし、亡CがD教諭のパワハラによって精神疾患にり患していた蓋然性があることや、事実経過として、亡Cが自死したのはD教諭のパワハラが過酷さを極めた令和3年5月31日の当日であること（上記1(3)カ）などからすれば、D教諭によるパワハラと亡Cの自死との間には相当因果関係が認められると主張する。

15 (3) しかし、D教諭によるパワハラは、上記3(2)で述べたとおり、それぞれの言動としては違法性が高いとまではいえないものであって、亡Cと同様の状況に置かれた平均的な教諭が自死に追い込まれるほど、強度の精神的負荷を与えるものであったと評価することはできない。また、亡Cが自死の当日まで通常の勤務を続けていたことや、亡Cに精神疾患の既往歴等はなかったことなどから  
20 すれば、D教諭において、亡Cの自死という結果について具体的に予見することは困難であったといえる。

なお、自死の直前の時期の亡Cについては、特別支援教室の中で部屋の電気もつけずに下を向いて座っている姿が目撃される（上記1(2)ウ）など、精神的に追い詰められていたことをうかがわせる言動も見受けられるものの、D教諭がそれらの言動について認識していたと認めるに足りる証拠はないから、やはり  
25 D教諭につき予見可能性があったと認めることはできない。

(4) したがって、D教諭のパワハラと亡Cの自死との間に相当因果関係があると認めることはできない。

#### 5 損害の有無及び額（争点4）

(1) 上記4で説示したとおり、D教諭のパワハラと亡Cの死亡との間に相当因果関係があったと認めることはできないから、死亡の結果を前提とする慰謝料や、逸失利益を認めることはできず、また、上記パワハラの内容に照らし、原告ら固有の慰謝料についても認めることはできない。そこで、D教諭のパワハラにより生じた亡Cの精神的苦痛に対する慰謝料について検討するにD教諭のパワハラの中には亡Cに対する人格否定的な発言も含まれており、亡Cの受けた精神的苦痛は軽視できないことに加え、結果としてD教諭のパワハラが亡Cの自死の要因の一つとなった可能性も否定できないことなど、本件に関する一切の事情も併せて考慮すると、亡Cの受けた精神的苦痛に対する慰謝料の額は、100万円とするのが相当である。

そして、原告らはそれぞれ2分の1の割合で亡Cを相続しており、本件に関する弁護士費用としては各5万円を認めるのが相当であるから、原告ら1人につき55万円の損害が認められる。

(2) したがって、被告市は国賠法1条1項に基づき、被告都は国賠法3条1項に基づき、連帯して、原告らそれぞれに対し55万円及びこれに対する最終の不法行為の日である令和3年5月31日から各支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払義務を負う。

#### 第4 結論

よって、原告らの請求は、主文第1項及び第2項記載の限度で理由があるからこれを認容し、その余はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

裁判長裁判官 古 谷 健 二 郎

裁判官 寺 田 さ や 子

裁判官 星 野 徹